

**災害支援金・見舞金窓口、そうじゃ住まいの応援窓口の受付時間** 午前9時から午後5時まで  
**災害対策本部下原・昭和外出張所の受付時間** 午前8時から午後6時まで

等医療費について こども課子育て支援係（☎② 8268）、国民健康保険・後期高齢者医療保険について 健康医療課 保険年金係（☎② 8257）、介護保険について 長寿介護課 介護保険係（☎② 8369）

**21、障がい福祉サービスなどの利用者負担の免除**

障がい福祉のサービスなどについて、利用者負担のある人は、被害の程度に応じて利用者負担が免除される場合があります。

**問い合わせ** 福祉課障がい福祉係（☎② 8269）、障がい児通所支援について こども夢づくり課（☎② 8265）

**22、福祉用具（日常生活用具、補装具）の再給付**

障がい者手帳をお持ちの人で、今回の災害により、総社市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった人には再給付を行います。

**問い合わせ** 福祉課障がい福祉係（☎② 8269）

**23、保育所・幼稚園保育料の減免**

居住する自己所有の家屋が被災した人などは減免を受けることができます。

**減免額** 全壊 10 割、大規模半壊・半壊 5 割

**対象期間** 平成 30 年 7 月分から平成 31 年 3 月分まで

詳細は、各保護者あてに園経由でお知らせします。また、市ホームページにも掲載しています。

**問い合わせ** こども夢づくり課（☎② 8265）

**24、水道料金と下水道使用料の納付期限の延長**

下記の指定地域に在住の人は、平成 30 年 7 月 6 日以降に納期限が到来する上下水道料について、納付期限を延長します。

**指定地域** 上原、富原、八代、下原、美袋、日羽、原、影、中尾、下倉、種井、延原、宇山、槁、清音黒田、清音古地、清音上中島、清音柿木、清音軽部、清音三因

**問い合わせ** 水道料金について 上水道課業務係（☎② 8326）、下水道使用料について 下水道課下水道係（☎② 8322）



**25、水道料金、下水道使用料などの減免**

水道料金と下水道使用料などが減免される場合があります。

**問い合わせ** 水道料金について 上水道課業務係（☎② 8326）、下水道使用料について 下水道課下水道係（☎② 8322）

**26、下水道事業の負担金・分担金の納付期限の延長**

下記の指定地域に在住の人は、平成 30 年 7 月 6 日以降に納期限になる下水道事業受益者負担金、特定環境保全公共下水道事業受益者分担金について、当面の間、納付期限を延長します。

**指定地域** 上原、富原、八代、下原、美袋、日羽、原、影、中尾、下倉、種井、延原、宇山、槁、清音黒田、清音古地、清音上中島、清音柿木、清音軽部、清音三因

**問い合わせ** 下水道課下水道係（☎② 8322）

**27、児童扶養手当の所得制限解除**

児童扶養手当の受給額が所得制限により全部または一部停止となっている人で、平成 30 年 7 月豪雨で住宅などに損害を受けた人に対して、停止を解除し全部支給とすることができます。

**問い合わせ** こども課子育て支援係（☎② 8268）

税目	減免要件	減免割合
個人市県民税	自宅が半壊以上の被害を受け、前年の所得金額が 1000 万円以下の場合など	所得金額に応じて、8 分の 1～全額を減免など
国民健康保険税	自宅が半壊以上の被害を受けた場合など	損害の程度により、2 分の 1～全額を減免など

※平成 30 年度分の税額のうち、災害発生時以後に納期限の到来する税額が対象です。

**必要書類** 市税減免申請書、り災証明書など

・**固定資産税（土地）の減免** 土地の、り災証明書は発行していません。代わりに被害状況が分かる写真を添付してください。

・**固定資産税（償却資産）の減免** 税務課資産税係まで問い合わせてください。

・**固定資産税（家屋）、個人市県民税、国民健康保険税の減免** 総社市の、り災証明申請書の記載項目のうち「罹災証明内容の提供及び発行制限確認」欄の「①各種支援制度の所管課に対し、罹災証明内容を提供することに同意する」に「はい」と回答している場合は、市税減免申請書と、り災証明書の提出は不要です。

**問い合わせ** 市県民税・国民健康保険税について 税務課市民税係（☎② 8234）、固定資産税について 税務課資産税係（☎② 8236）

**15、後期高齢者医療保険料の納付期限の延長**

神在地区、昭和地区、清音地区に在住の人の後期高齢者医療保険料については、第 1 期と第 2 期の納付期限を延長します。

**問い合わせ** 健康医療課保険年金係（☎② 8257）

**16、後期高齢者医療保険料の減免**

被害の程度に応じて後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。

**問い合わせ** 健康医療課保険年金係（☎② 8257）

**17、国民年金保険料の免除**

支払いが困難になった国民年金第 1 号被保険者は、保険料の免除を受けられる場合があります。

**問い合わせ** 健康医療課保険年金係（☎② 8257）

**18、介護保険料の減免**

被害の程度に応じて介護保険料の減免を受けられる場合があります。

**問い合わせ** 長寿介護課介護保険係（☎② 8369）

**19、介護保険料の徴収猶予**

災害により大きな被害を受けて納付に影響が生じた人は、相談してください。

**問い合わせ** 長寿介護課介護保険係（☎② 8369）

**20、医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除**

病院などを受診したり、介護保険サービスを利用したりする場合は、病院などでの窓口支払いや介護保険の利用料の支払いを引き延ばすことができる場合があります。詳細は、各問い合わせ先に相談してください。

社会保険、共済組合、国保組合などの健康保険証を使っている人は、加入している医療保険者に問い合わせてください。医療保険者で窓口負担が免除されない場合、医療費の各公費負担制度の対象者は各担当課に相談してください。

**問い合わせ** 更生医療・育成医療・心身障害者医療費について 福祉課障がい福祉係（☎② 8269）、ひとり親家庭

**■災害関連情報について**

この情報は 8 月 9 日のものです。詳細は各担当部署へお問い合わせください。

**7、被災者生活再建支援制度**

住家が全壊、大規模半壊などの大きな被害があった世帯で、要件に当てはまる人は「被災者生活再建支援金」を受けられます。

**問い合わせ** そうじゃ住まいの応援窓口（☎ 080-2300-1350）

**8、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給**

**災害弔慰金** 災害で亡くなった人の遺族に対して災害弔慰金を支給します。

**災害障害見舞金** 災害で心身に重度の障がいを受けたときなど、災害障害見舞金を支給します。

**問い合わせ** 福祉課福祉総務係（☎② 8264）

**9、災害援護資金の貸し付け**

災害により住居や家財に損害を受けた場合は、被害の種類や程度に応じて、「災害援護資金の貸付制度」を利用できる場合があります。申込期限は、10 月 31 日㈫です。

**問い合わせ** 福祉課福祉総務係（☎② 8264）

**10、教科書、学用品の支給**

住家の全壊や半壊、床上浸水により学用品を喪失・損傷した小学生・中学生・高校生に対し、教科書、教材、文房具、通学用品を支給します。

**問い合わせ** 学校教育課（☎② 8358）



**11、各証明書の交付手数料の免除**

被災した人は、下記の交付手数料の免除を受けられる場合があります。

住民票の写し、印鑑登録証明書、印鑑登録証の再登録、個人番号カード・通知カードの再交付、パスポートの発給（以上、市民課）、各種税証明書、名寄帳兼課税台帳（以上、税務課）

**問い合わせ** 市民課戸籍住民登録係（☎② 8247）、税務課税政係（☎② 8238）

**12、市税の納付期限などの延長**

神在地区、昭和地区、清音地区に在住の人（特別徴収義務者・法人含む）の全ての税で、7 月 6 日以降に到来する申告・申請・納付など（審査請求に関するものを除く）の期限を当面の間延長します。この対象地域以外に在住の人でも、被災した人は相談してください。

**問い合わせ** 税務課納税係（☎② 8239）

**13、市税の納税猶予**

平成 30 年 7 月豪雨で大きな被害を受け、納税に支障が生じた人は相談してください。

**問い合わせ** 税務課納税係（☎② 8239）

**14、市税の減免**

被害の程度に応じて固定資産税、市県民税、国民健康保険税の減免を受けられます。減免の対象となる税目や要件の主なものは次のとおりです。

税目	減免要件	減免割合
固定資産税	土地	災害により、著しく価値を減じた場合
	家屋	り災証明書の損害の程度が半壊以上の場合
	償却資産	一定以上の被害があった場合
		損害の程度により、10 分の 4～全額を減免

**1、り災証明書・被災証明書の発行**

**り災証明の対象** 床上浸水した建物、大きく破損した建物（ガラスの破損なども含む）

**被災証明の対象** 床下浸水した建物、住家に付随する家財道具や車両、農機具などで被災したもの

**申請に必要なもの** 申請書、被災したことが分かる写真（被災証明はプリントの必要なし）、身分証明書

**受付** 下の表のとおり

設置時期	場所	時間
常設 (土日祝も開設)	総社市役所 (1 階ロビー)	9:00 ~ 17:00
	災害対策本部	
土日祝は除く	下原出張所	8:00 ~ 18:00
	災害対策本部	
	昭和外出張所	9:00 ~ 17:00
	山手出張所	
清音出張所	9:00 ~ 17:00	
西出張所		
	北出張所	

**問い合わせ** 災害対策本部調査部（☎ 090-3746-6888、☎ 090-1681-8848）

**2、総社市災害支援金の支給**

床上浸水、工場の爆発で住宅の窓ガラスが割れるなどの被害を受けた世帯と事業所に対して、5 万円の支援金を支給します。

**問い合わせ** 災害対策本部見舞金チーム（☎ 080-3585-0757、☎ 080-3585-0752、☎ 080-3585-0753）

**3、総社市災害見舞金の支給**

住家や事業所で要件に当てはまる場合、被害の大きさによって見舞金を支給します。被害の大きさは、市が発行するり災証明書を基準とします。

**支給基準** 全壊 100 万円、大規模半壊 50 万円、半壊 20 万円

**問い合わせ** 災害対策本部見舞金チーム（☎ 080-3585-0757、☎ 080-3585-0752、☎ 080-3585-0753）

**4、民間賃貸住宅借上げ（みなし仮設住宅）**

住宅が全壊などの被害を受け、住まいが確保できない人に、市が民間賃貸住宅の家賃などを支援します。利用者が探した物件を市が借上げ提供します。（要件あり）

**問い合わせ** そうじゃ住まいの応援窓口（☎ 080-2300-1350）

**5、被災住宅の応急修理**

り災証明書で半壊と判定された住宅を、市が業者に依頼して一定の範囲内で修理費用を負担する制度です。全壊、大規模半壊の住宅も対象となる場合があります。

**問い合わせ** そうじゃ住まいの応援窓口（☎ 080-2300-1350）

**6、住宅の家賃補助**

住宅に被害を受けて住むことができず、「4、みなし仮設住宅」の入居要件に合わない場合などについては、家賃の補助を受けられることがあります。

**問い合わせ** そうじゃ住まいの応援窓口（☎ 080-2300-1350）

